

大規模施設等協力金

Q&A（7月28日版）

- 本資料は、令和3年5月12日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更について（大規模施設等に対する協力金の実施要領）」に関する補足のQ&Aです。

目次

- Q1 地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」の大規模施設等協力金において、百貨店が店子分を含め一括して申請し、百貨店が店子分の協力金（店舗当たり2万円）を一時的に受給した場合において、預り金として経理することとして差し支えないか。 2
- Q2 映画配給会社への協力金につき、映画館と配給会社の合意がある場合、映画館が配給会社分の協力金を含めて一括して申請し、配給会社分を含めて映画館が受給し、後に映画館が配給会社に分配するという運用は認められるか。 2

Q 1 地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」の大規模施設等協力金において、百貨店が店子分を含め一括して申請し、百貨店が店子分の協力金（店舗当たり2万円）を一時的に受給した場合において、預り金として経理することとして差し支えないか。

大規模施設等協力金については、百貨店が店子分を含めて一括申請することが想定されており、その申請が受理された場合、その申請に係る協力金は百貨店に対して一括して支給されることになる。

この場合において、百貨店は店舗当たり2万円の店子分の協力金を受領することになるが、この協力金については、最終的には店子に支払うこととなるものであり、百貨店は一時的に受領しているものに過ぎない。

このため、百貨店が店子分の協力金を受領した場合において、「預り金」として経理しているときは、その処理は認められ、店子分の協力金について百貨店の法人税の課税対象にはならない。

本取扱いについては国税庁に確認済みであり、課税上の考え方について、今後国税庁より各国税局に対しても周知される予定。

Q 2 映画配給会社への協力金につき、映画館と配給会社の合意がある場合、映画館が配給会社分の協力金を含めて一括して申請し、配給会社分を含めて映画館が受給し、後に映画館が配給会社に分配するという運用は認められるか。

映画館と配給会社の間で合意がある場合について、映画館・配給会社の求めに応じて、映画館が配給会社の分を代理申請し、受給に際しても代理受給する運用とすることとしても、申請・給付方法に関する都道府県の裁量の範囲内であり、柔軟に対応いただきたい。なお、この場合、映画館が代理受給した協力金については、最終的に配給会社に支払われることを想定している。